

玉川上水景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 土地利用	
	区画は、オープンスペースや緑地が上水沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。 記載欄
	ゆとりある区画を確保し、歴史的な資源や残すべき自然がある場合は、これらを生かした区画とする。 記載欄
	上水への歩行者の動線を確保する。 記載欄
(2) 造成	
	地形の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--